福祉生活病院常任委員会資料

（令和４年６月１日）

〔件　　名〕

■　新型コロナウイルス感染症に係る各種県版ガイドラインの見直しについて
（くらしの安心推進課）・・・2

■　アニサキスによる食中毒の発生について
（くらしの安心推進課）・・・3

■　令和3年度消費生活相談の概要について
（消費生活センター）・・・4

■　令和4年度第1回湖山池会議の開催概要について
（水環境保全課）・・・5

■　一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について
（住まいまちづくり課）・・・6

生　活　環　境　部

新型コロナウイルス感染症に係る各種県版ガイドラインの見直しについて

令和４年６月１日
くらしの安心推進課

感染防止と経済活動を両立する観点から、これまでに得られた知見、関係団体及び専門家の意見を踏まえ、19 業種の県版ガイドラインを改訂したので、報告する。

１　改訂したガイドライン

県版ガイドラインの名称	種　類	改訂日
公演イベント、スポーツイベント、販売促進イベント、地域イベント	4	令和４年４月 28 日
飲食店、接待を伴う飲食店、宿泊施設、公衆浴場、理容業、美容業	6	令和４年５月 12 日
スポーツジム、観光土産品販売（小売）、体験型小売業、キャンプ場、海水浴場、遊技施設、テナント・マンション、クリーニング取次所、ライブハウス	9	令和４年５月 19 日

２　主な改訂内容

区　分	内　　　容
共　　通	○ハンドドライヤーは、使用を控えることとしていたが、定期的な清掃・消毒をすることで、使用可能とする。 ○ペーパータオルを使用し、蓋つきゴミ箱の設置を求めていたが、蓋なしでも可能とした。(蓋つきの設置が望ましい) ○入場券を来場者が切り離して入場受付としていたが、デジタルチケット等の活用による非接触の入場受付を追加した。 ○マスクの種類は明記していなかったが、不織布マスクを推奨する。 ○エレベーターは、マスク着用により複数グループの同乗を可能とする。 （ただし、会話は控える） ○従業員は休憩時の控室等でもマスク着用、換気、ディスタンスの確保を徹底する。
イベント	○観覧席では、２m以上の距離を確保できれば、マスクを外すことも容認する。 （屋外イベントで、大声を出さない場合に限る） ○観覧席では、マスクを着用し、１m以上の距離を確保することとしていたが、距離は人と人が触れ合わない程度の間隔とする。(屋内外イベントで、大声を出さない場合に限る) ○花火大会の規定を追加する。 ・観覧スペースを設ける場合、入場ゲートで入場者の検温・体調確認を行う。 ・観覧スペースでは、歓声等は控え、拍手などにする。 （来場者がマスク着用する場合、来場者同士が触れ合わない程度の間隔を確保する）
飲食店	○大皿やビュッフェは、手袋・マスク着用や専用トングの準備により提供可能とする。 ○箸や取り皿は、手指消毒の徹底により、事前に設置可能とする。
宿泊施設	○浴場での貸しタオルは、利用客の手指消毒の徹底により、設置可能とする。 ○送迎車は外気導入モードや窓開け換気の徹底により、仕切りは必須としない。
スポーツジム	○更衣室や脱衣所でもマスクを着用し、長時間の会話や利用を控える。 ○従業員による施設内の定期的な点検を実施し、利用者への注意喚起を行う。
観光土産品販売(小売)	○商品の平積みは、利用客の手指消毒の徹底により可能とする。

アニサキスによる食中毒の発生について

令和４年６月１日
くらしの安心推進課

アニサキスによる食中毒が５月 10 日から４日連続で発生する等、発生件数が例年を上回るスピードで急増しているので、概要を報告する。

１　アニサキスによる食中毒の発生状況

アニサキスによる食中毒の発生件数は、例年２～７件程度で推移しているが、今年は既に 10 件と例年を上回っており、５月の発生事例は主にイワシの刺身が原因となっている。

＜令和４年５月の発生状況＞

届出日	原因食品	原因施設
5/10	イワシ又は トビウオの刺身	販売店（販売店調理） （営業停止１日）
5/11	イワシの刺身	家庭（家庭内調理）
5/12	イワシの刺身	家庭（家庭内調理）
5/13	イワシの刺身	家庭（家庭内調理）
5/23	サバ、アジ又は キスの刺身	家庭（家庭内調理）

※営業停止中は、事業者に対して衛生教育を実施

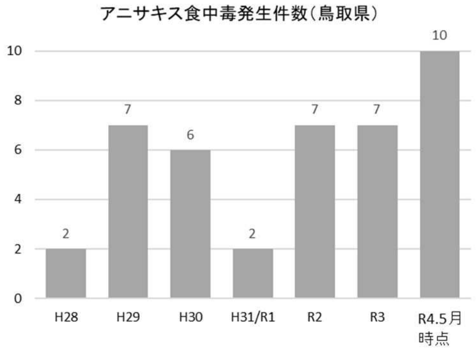

２　食中毒発生への対応

事業者が刺身等を販売し、健康被害が生じた場合、食品衛生法第 60 条に基づき、被害拡大防止に対する従業員教育に要する期間として、１日間の営業停止処分を行っている。

３　事業者及び消費者への注意喚起

スーパーや魚介類販売店 44 店舗(中部・西部地区)に対して、各保健所から通知又は現地指導により予防方法を周知するほか、テレビや新聞報道、県ホームページ、SNS により消費者に向けても啓発を行っている。

＜事業者への指導内容＞
- ・刺身を提供する場合、鮮度を確認の上速やかに内臓を除去し、目視による確認を徹底する。
- ・スーパー等の販売店においては、消費者への啓発を行う。

＜消費者への啓発内容＞
- ・アニサキスは 60℃で１分、70℃以上では瞬時に死滅するため、加熱が有効である。
- ・酢漬けや醤油漬けでは死滅しない。
- ・－20℃で 24 時間以上冷凍すると死滅するため、冷凍も有効である。
- ・時間が経過すると魚の内臓から筋肉内に移動するため、新鮮な魚を購入し、速やかに内臓を除去するとともに、筋肉を目視で確認して十分に洗浄する。

＜県民への広報＞

5/13　県ホームページ（トップページの注目情報）、県公式ツイッターに掲載
5/16～17　TSK、BSS 及び NHK ニュースによる報道
5/19、26　日本海新聞記事掲載、同新聞及び山陰中央新報「県政広報（鳥取県からのお知らせ）」

４　アニサキス食中毒が増加した背景（推定）

イワシ等の漁獲量が増加し、新鮮なイワシが手に入りやすくなっていることが考えられる。

＜参考＞　アニサキス食中毒の概要

１　アニサキスの特徴
- ・体長が約２cm～３cm の寄生虫（線虫類）で半透明白色であり、目視で確認できる。
- ・サバ、サンマ、イワシ、イカなどに寄生している。

２　症状
- ・アニサキスが寄生する魚介類を食べた後、数時間後に、激しい腹痛、吐き気、嘔吐等が起きる。内視鏡等でアニサキスを除去すれば、症状は回復することが多い。

３　令和３年食中毒発生状況

全　国		鳥取県	
全　体	アニサキス	全　体	アニサキス
717 件	344 件（48%）	13 件	7 件（54%）

令和３年度消費生活相談の概要について

令和４年６月１日
消費生活センター

令和３年度の消費生活相談の状況について取りまとめたので、その概要を報告する。

１　令和３年度消費生活相談の概要

○令和３年度の県消費生活相談窓口への相談件数は2,757件であり、前年度比で4.6%(132件)減少した。
○内容別では、商品一般（身に覚えのない請求、引き落とし等）に関する相談が最多となった（246件、8.9%)。
○年代別では、60歳代及び70歳代以上からの相談割合が同数で最多（各554件・20.1%）であり、依然として高齢者からの相談割合が多い。また、20歳代から50歳代の相談件数は減少した。

<高齢者（60歳代以上）の相談事例>

・ダイエットサプリが500円で試せると広告を見てスマホから商品を注文したが、初回のみのはずが４か月分４万３千円の請求を受けた。
・スマホのメール設定後、「ハッキングしたので暗号通貨で支払うように」とメールが来た。

【相談件数の年度別推移】

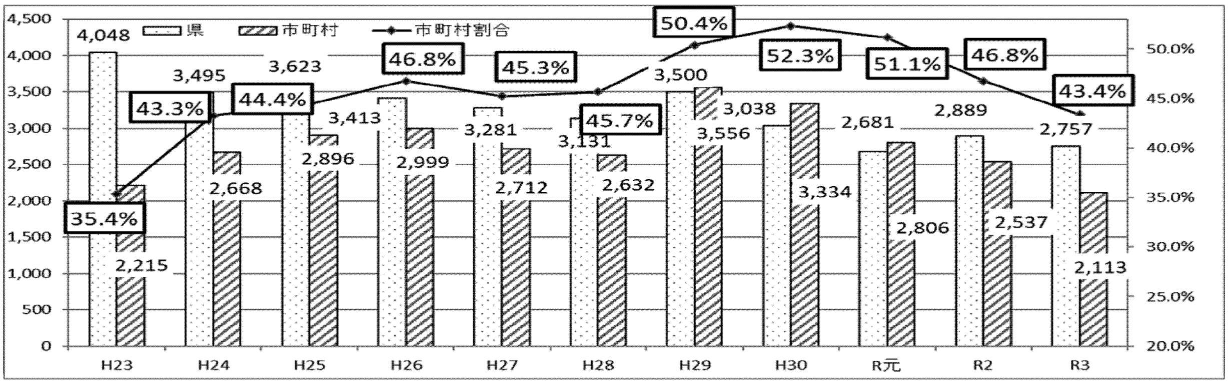

【主な相談内容】

順位(前年)	相談内容	件数(構成比)	順位(前年)	相談内容	件数(構成比)
１ ⑵	商品一般（身に覚えのない請求、引き落とし等）	246(8.9%)	６ ⑷	融資サービス（多重債務、ローン等）	109(4.0%)
２ ⑸	相談その他（個人間借金、労働相談、不審電話等）	162(5.9%)	７（-）	娯楽等情報配信サービス（映像や音楽等のコンテンツ配信サービス等）	107(3.9%)
３ ⑼	役務その他（占い、弁護士、保険申請サポート等）	121(4.4%)	８ ⑶	健康食品（サプリメント等の定期購入等）	98(3.6%)
４ ⑹	化粧品（美容液、ニキビクリーム等の定期購入等）	120(4.4%)	９ ⑺	移動通信サービス（携帯電話・モバイルルーターの契約・解約等）	83(3.0%)
５ ⑷	他の教養・娯楽（有料サイトやサービスへの料金請求等）	110(4.0%)	10 ⑻	レンタル・リース・賃借（賃貸アパート等）	83(3.0%)

※令和２年度１位の「放送・コンテンツ等」は、全国消費生活情報ネットワークシステムの分類変更に伴い、令和３年度から次の６つに分割された。
①「役務一般（有料サイトの架空請求、会員サービス等）」②「放送（テレビ放送、ケーブルテレビ等）」③「娯楽等情報配信サービス（アダルト情報、音楽配信、映像配信等）」④「ソフトウェアライセンス（ウィルス対策ソフト等）」⑤「他の教養・娯楽（出会い系アプリ、インターネットゲーム等）」⑥「他の金融関連サービス（金融コンサルティング、信用保証サービス等）」

【年代別相談件数】

区分	R3	構成比%	R2	構成比%	R2～R3 増減	[増減率%]	最多相談内容
19歳以下	37	1.3	23	0.8	14	[60.8]	娯楽等情報配信サービス
20歳代	119	4.3	160	5.5	△ 41	[△25.7]	内職・副業
30歳代	235	8.5	306	10.6	△ 71	[△23.3]	融資サービス
40歳代	444	16.1	491	17.0	△ 47	[△ 9.6]	商品一般
50歳代	470	17.1	494	17.1	△ 22	[△ 4.9]	商品一般
60歳代	554	20.1	545	18.9	9	[1.6]	商品一般
70歳以上	554	20.1	557	19.3	△ 3	[△ 0.5]	相談その他
不明	344	12.5	313	10.8	31	[9.9]	―
計	2,757	100.0	2,889	100.0	△132	[△ 4.6]	商品一般

２　今後の取組

・高齢者への消費者被害を防ぐため、今後も市町村や県警と連携して注意喚起を行うほか、必要に応じて、介護や見守りなどの福祉施策による問題解決につなげられるように市町村との連携体制の強化を図る。
・消費生活のデジタル化の進展等に伴う、インターネットによる消費者被害の防止を図るため、インターネットにまつわる消費者トラブルの情報収集と、SNS等も活用した情報提供に努めるとともに、消費生活相談員の研修受講等により相談体制の充実を図る。

令和４年度第１回湖山池会議の開催概要について

令和４年６月１日
水 環 境 保 全 課

湖山池第３期水質管理計画（H24～R3）が令和３年度に終期を迎えたことにより、同計画の総括と第４期水質管理計画（R4～R13）の策定に向けた手続について協議を行うため、令和４年度第１回湖山池会議を開催したので、概要を報告する。

１　日　時　令和４年５月 10 日（火）　午後２時～３時　鳥取県庁特別会議室ほか（オンライン会議）
２　出席者　鳥取県：生活環境部長、くらしの安心局長、水環境保全課長、水産振興課長、河川課長 ほか
　　　　　　鳥取市：市民生活部長、生活環境課長、都市環境課長、林務水産課長、下水道経営課長 ほか
３　概要

（１）第３期水質管理計画の総括

ア　第３期水質管理計画内の水環境の変化

①湖山池の水質について、COD（化学的酸素要求量）目標値を達成した年もあったが（H28～R1）、令和３年度はCOD、全窒素、全りんのいずれも未達成であった。
②透明度は湖山池中央部で平成 27 年度に最大 0.83mだったものの、それ以降は低下傾向で、目標の１mは未達成であった。
③アオコによる景観悪化やヒシの大量繁茂による悪臭発生はなくなったが、汽水性の水草類が定着するまで至っていない。
④塩化物イオン濃度は湖山川水門の改良ときめ細かな水門開閉により、管理目標値内（2,000～5,000mg/L）で管理ができている。
⑤ヤマトシジミの漁獲量は平成 26 年の 20 トンに対して令和２年は 218 トンで過去最高の漁獲量となった。

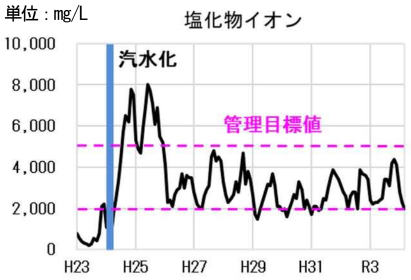

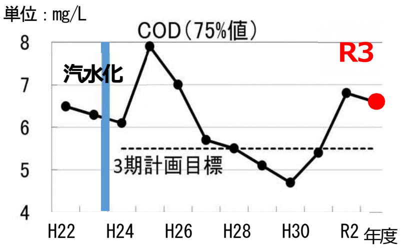

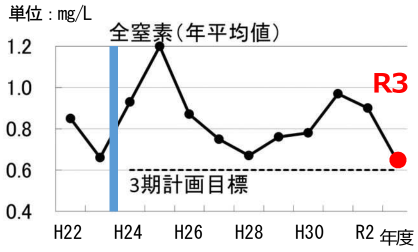

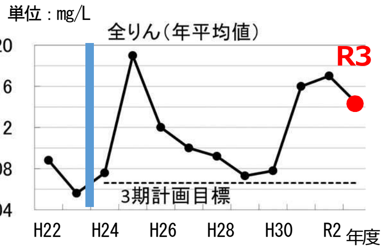

イ　湖山池の利活用

①オアシスパーク芝生広場、お花畑グラウンドゴルフ場等の９施設の利用者は増加しており、湖山池が市民の憩いの場となっている【H24:22,000 人→R1：29,000 人（過去最高）】。
②湖山池アダプトプログラムのような市民・企業・行政が一体となって行う定期的な清掃活動、学生による湖山池湖沼環境モニター活動が実施されるなど、環境保全活動が定着しつつある。

（２）第４期水質管理計画策定に向けた検討の方向性

第３期水質管理計画の達成状況などを踏まえ、関係機関・関係者の連携のもと、環境保全チームと利活用チームが中心となり水質浄化対策を推進するとともに、利活用に向けた新たな施策を検討する。

○環境保全チーム（チーム長：県水環境保全課、役割：水質及び生態系に関する施策の推進）
・現在実施している湖山池水質シミュレーションの結果を活用し、水質目標値の設定や発生源別（湖底、農地、生活排水など）の汚濁負荷が水質に与える影響割合を参考に、影響割合が高い発生源対策に重点を置いた施策を検討する。
・水草類等においては継続監視が重要なため、調査ポイントを定めて効果的なモニタリング実施するとともに、安定的な水草の定着に向けた調査研究の実施を検討する。

○利活用チーム（チーム長：市生活環境課、役割：湖山池の利活用施策の推進）
・誰もが湖山池を訪れ湖山池の水環境と直接ふれあいながら楽しむことができるよう、周辺施設等と連携した更なる環境学習や環境イベントの実施、ホームページ、SNS 等の活用による情報発信を検討する。

（３）第４期水質管理計画の検討の進め方とスケジュール（予定）

８月　　第２回 湖山池会議の開催（第３期計画の総括を踏まえ、計画素案の検討）
10 月　　第３回 湖山池会議の開催（第２回湖山池会議の意見を基に計画案の取りまとめ）
11 月　　住民説明会・パブリックコメントの実施
２月　　第４回 湖山池会議の開催（計画の策定）

一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

令和4年6月1日

【新規分】　　生活環境部

主務課	工　事　名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工　期	契約年月日	入札方式
くらしの安心局 住まいまちづくり課 （営繕課）	県営住宅上福原第一団地第二期エコ改善工事（６０－１棟）（建築）	米子市 上福原	株式会社 フィディア 代表取締役　福井　龍介	103,840,000円 （予定価格） 112,530,000円	令和4年6月1日 ～令和5年1月13日	令和4年5月31日	制限付 一般競争入札 （3社）